

令和7年度

福岡県診療所立入検査実施要領

福岡県保健医療介護部医療指導課

（令和7年5月）

目 次

1	令和7年度福岡県診療所立入検査実施要領	・・・・・・P 1
2	令和7年度診療所立入検査対象施設一覧表 様式（1）	・・・・・・P 3
3	令和7年度診療所立入検査結果集計表 様式（2）	・・・・・・P 4
4	令和7年度診療所立入検査表No. 1 様式（3）	・・・・・・P 8
5	令和7年度診療所立入検査表No. 2 様式（4）	・・・・・・P11
6	労働者派遣職員名簿等 様式（5）	・・・・・・P14
7	令和7年度医療法第25条第1項に基づく立入検査結果について 様式（6）	・・・・・・P17
8	令和7年度医療法第25条第1項に基づく立入検査結果の不適事項 等の改善（改善計画）状況について（報告） 様式（7）	・・・・・・P18
9	参考 指導基準等の基本的な考え方	・・・・・・P19
10	病院及び有床診療所における防火・防災対策に関するチェックリスト	・・・・・・P22
11	個人情報の適切な取扱いに関するチェックリスト	・・・・・・P23
12	オンライン診療の適切な実施に関するチェックリスト	・・・・・・P24
13	医療機関のサイバーセキュリティ対策チェックリスト	・・・・・・P25
14	医師の働き方改革に関するチェックリスト	・・・・・・P27

令和7年度福岡県診療所立入検査実施要領

1 目的

適正な医療の確保の一環として、診療所において医療法（昭和23年法律第205号）及び関連法令に規定する基準を遵守し、適正な管理が行われているかを確認するため、医療法第25条第1項の規定に基づき立入検査を実施するもの。

2 対象施設

医療法に規定する診療所のうち、原則として、有床診療所の3分の1、無床診療所の5分の1及び歯科診療所の5分の1程度を対象とする。

ただし、医療法第5条第1項に規定する「往診のみを行う診療所」は対象外とする。

3 実施期間

各保健福祉（環境）事務所において、対象となる診療所の立入検査実施計画を作成し、令和8年3月末日までに完了するものとする。

4 実施事項

令和7年度福岡県診療所立入検査基準（別添）に基づき、各項目について実施する。

5 実施方法

- （1）立入検査の日程等は各保健福祉（環境）事務所で十分検討し、効率的に実施するよう努めるものとする。
- （2）立入検査の事前通知は、文書により検査日の10日～7日前に行うものとし、立入検査は、診療所の管理者の立会いのもとに実施することを原則とする。
- （3）立入検査の結果に誤りがないことを確認の上、令和7年度診療所立入検査表（様式（3））に記入するものとする。

6 立入検査に係る書類

立入検査で使用する書類は、様式（1）～様式（7）までを使用し、様式（3）及び様式（4）については、次表の診療所の種別ごとに「○」印の付いた様式を使用するものとする。

診療所 種別		* 有床診療所 （療養病床を有する診療所を除く）	* 有床診療所 （療養病床を有する診療所）	* 無床診療所 * 歯科診療所
様式 ③	様式（3）－1	○	－	○
	様式（3）－2	○	○	－
	様式（3）－3	－	－	○
様式 ④	様式（4）－1	－	○	－
	様式（4）－2	－	○	－
	様式（4）－3	－	○	－

7 立入検査班の構成

各保健福祉（環境）事務所長は、診療所の規模により適宜、医療監視員の必要人員を調整するものとする。

8 指導

- (1) 立入検査の結果に不適事項がある場合は、開設者（又は管理者）に対し様式(6)により当該事実を通知し、併せて様式(7)により不適事項等の改善状況の報告を行わせ、速やかに改善の指導を行うものとする。
- (2) 立入検査の結果について特に重大で早急な対応が求められる場合は、医療指導課と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

9 結果の報告

提出書類は次のとおりとし、各様式をA4ファイル（紙ファイル）に綴じて、令和8年4月10日までに医療指導課あてに提出すること。（ファイル名は「医療監視結果票（診療所／保健福祉（環境）事務所名）」）

また、様式(2)-1～(2)-4についてはエクセル形式電子データも提出すること。

* 提出書類

様式	様式名
様式(1)	令和7年度診療所立入検査対象施設一覧表
様式(2)-1～(2)-4	令和7年度診療所立入検査結果集計表 (エクセル形式データも提出)
様式(6)	令和7年度医療法第25条第1項に基づく立入検査結果について（写し）
様式(7)	令和7年度医療法第25条第1項の規定に基づく検査結果の不適事項等の改善（改善計画）状況について（写し）

10 各様式及び参考資料等

- 様式(1) 令和7年度診療所立入検査対象施設一覧表
- 様式(2) 令和7年度診療所立入検査結果集計表
- 様式(3) 令和7年度診療所立入検査表No. 1
- 様式(4) 令和7年度診療所立入検査表No. 2
- 様式(5) 労働者派遣職員名簿等
- 様式(6) 令和7年度医療法第25条第1項に基づく立入検査結果について
- 様式(7) 令和7年度医療法第25条第1項の規定に基づく検査結果の不適事項等の改善（改善計画）状況について（報告）

【参考】 指導基準等の基本的な考え方

11 チェックリスト等

- (1) 病院及び有床診療所における防火・防災対策に関するチェックリスト
- (2) 個人情報の適切な取扱いに関するチェックリスト
- (3) オンライン診療の適切な実施に関するチェックリスト
- (4) 医療機関のサイバーセキュリティ対策チェックリスト
- (5) 医師の働き方改革に関するチェックリスト
- (6) 部落差別解消推進条例に関するリーフレット
- (7) 合理的配慮の提供について
- (8) 障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う適切な対応について

令和7年度診療所立入検査対象施設一覧表

[illegible]

注：許可病床内の（ ）には、療養病床の許可病床数を再掲すること。

令和7年度診療所立入検査結果集計表

○ ○ 保健福祉(環境)事務所			診療所数(全体)				力所			
有床診療所数(再掲)			力所 (力所)		無床診療所数		力所	歯科診療所数		力所
検 査 項 目			対象数		適数		不適数		非対象数	
			全体	再掲	全体	再掲	全体	再掲	全体	再掲
検査概要	1	医療従事者等								
	2	法的手続等								
	3	患者の入院状況等								
	4	医薬品の管理・保管								
	5	機械・器具等の清潔保持								
	6	職員の健康管理								
	7	広告事項								
	8	①医療安全管理								
		②院内感染対策								
		③医薬品の安全管理								
		④医療機器の安全管理								
		⑤診療用放射線の安全管理								
		⑥医療ガスの安全管理								
	9	診療録等の記録・保管								
	10	院内掲示								
	11	業務委託								
	12	防火・防災体制								
	13	感染性廃棄物								
	14	放射線管理・装置・使用室								
	15	検体検査の精度の確保								
	16	構造設備								
	17	医師の働き方改革								

※再掲には、療養病床を有する診療所数を記入すること。

令和7年度診療所立入検査結果集計表

○ ○ 保健福祉(環境)事務所			有床診療所数		力所		再掲	力所		
検 査 項 目			対象数		適数		不適数		非対象数	
			有床	再掲	有床	再掲	有床	再掲	有床	再掲
検査概要	1	医療従事者等								
	2	法的手続等								
	3	患者の入院状況等								
	4	医薬品の管理・保管								
	5	機械・器具等の清潔保持								
	6	職員の健康管理								
	7	広告事項								
	8	①医療安全管理								
		②院内感染対策								
		③医薬品の安全管理								
		④医療機器の安全管理								
		⑤診療用放射線の安全管理								
		⑥医療ガスの安全管理								
	9	診療録等の記録・保管								
	10	院内掲示								
	11	業務委託								
	12	防火・防災体制								
13	感染性廃棄物									
14	放射線管理・装置・使用室									
15	検体検査の精度の確保									
16	構造設備									
17	医師の働き方改革									

※再掲には、療養病床を有する診療所数を記入すること。

令和7年度診療所立入検査結果集計表

○ ○ 保健福祉(環境)事務所			無床診療所数		力所	
検 査 項 目			対象数	適数	不適数	非対象数
検査概要	1	医療従事者等				
	2	法的手続等				
	3	患者の入院状況等				
	4	医薬品の管理・保管				
	5	機械・器具等の清潔保持				
	6	職員の健康管理				
	7	広告事項				
	8	①医療安全管理				
		②院内感染対策				
		③医薬品の安全管理				
		④医療機器の安全管理				
		⑤診療用放射線の安全管理				
		⑥医療ガスの安全管理				
	9	診療録等の記録・保管				
	10	院内掲示				
	11	業務委託				
	12	防火・防災体制				
	13	感染性廃棄物				
	14	放射線管理・装置・使用室				
	15	検体検査の精度の確保				
	16	構造設備				
	17	医師の働き方改革				

令和7年度診療所立入検査結果集計表

○ ○ 保健福祉(環境)事務所			歯科診療所数		力所	
検 査 項 目			対象数	適数	不適数	非対象数
検査概要	1	医療従事者等				
	2	法的手続等				
	3	患者の入院状況等				
	4	医薬品の管理・保管				
	5	機械・器具等の清潔保持				
	6	職員の健康管理				
	7	広告事項				
	8	①医療安全管理				
		②院内感染対策				
		③医薬品の安全管理				
		④医療機器の安全管理				
		⑤診療用放射線の安全管理				
		⑥医療ガスの安全管理				
	9	診療録等の記録・保管				
	10	院内掲示				
	11	業務委託				
	12	防火・防災体制				
	13	感染性廃棄物				
	14	放射線管理・装置・使用室				
	15	検体検査の精度の確保				
	16	構造設備				
	17	医師の働き方改革				

令和7年度診療所立入検査表 No.1

調査年月日 年 月 日			保健福祉(環境)事務所			調査員						
診療所名												
許可病床		床	診療科名									
所在地		TEL										
開設者		開設年月日			・		管理者					
職 員	医師(常勤)		人		歯科医師(常勤)		人		薬剤師(常勤)		人	
	医師(非常勤)		人		歯科医師(非常勤)		人		薬剤師(非常勤)		人	
	看護師(准看含む)		人		看護補助者		人		診療放射線技師		人	
	臨床検査技師		人		理学療法士		人		作業療法士		人	
	歯科衛生士		人		歯科技工士		人		事務員その他		人	
医 療 従 事 者 等	職 種	氏 名		登 録 番 号 登 録 年 月 日		常 勤	非 常 勤	健康 診断	本人 確認	備考(確認書類等)		

※「医療従事者等」の欄には、医療従事者以外の職員についても氏名等を記入すること。
 ※「本人確認」の欄は、医師のみを対象とし、確認できた場合には「○」、確認できなかった場合は「－」を記入すること。

様式(3)－2 有床診療所用(療養病床含む)

診療所名				
検 査 項 目		検 査 結 果	不 適 事 項	
検 査 概 要	1	医療従事者等	適 ・ 不適	
	2	法的手続等	適 ・ 不適	
	3	患者の入院状況等	適 ・ 不適	
	4	医薬品の管理・保管	適 ・ 不適	
	5	機械、器具等の清潔保持等	適 ・ 不適	
	6	職員の健康管理	適 ・ 不適 ・ 非対象	
	7	広告事項	適 ・ 不適	
	8	医療の安全の確保		
		①医療安全管理	適 ・ 不適	
		②院内感染対策	適 ・ 不適	
		③医薬品の安全管理	適 ・ 不適	
		④医療機器の安全管理	適 ・ 不適	
		⑤診療用放射線の安全管理	適 ・ 不適 ・ 非対象	
	⑥医療ガスの安全管理	適 ・ 不適 ・ 非対象		
	9	診療録等の記録・保管	適 ・ 不適	
	10	院内掲示	適 ・ 不適	
	11	業務委託	適 ・ 不適 ・ 非対象	
12	防火・防災体制	適 ・ 不適		
13	感染性廃棄物	適 ・ 不適		
14	放射線管理・装置・使用室	適 ・ 不適 ・ 非対象		
15	検体検査の精度の確保	適 ・ 不適 ・ 非対象		
16	構造設備	適 ・ 不適		
17	医師の働き方改革	適 ・ 不適 ・ 非対象		
備考(指導状況等)				

診療所名				
検 査 項 目		検 査 結 果	不 適 事 項	
検 査 概 要	1	医療従事者等	適 ・ 不適	
	2	法的手続等	適 ・ 不適	
	3	患者の入院状況等	非対象	
	4	医薬品の管理・保管	適 ・ 不適	
	5	機械、器具等の清潔保持等	適 ・ 不適	
	6	職員の健康管理	適 ・ 不適 ・ 非対象	
	7	広告事項	適 ・ 不適	
	8	医療の安全の確保		
		①医療安全管理	適 ・ 不適	
		②院内感染対策	適 ・ 不適	
		③医薬品の安全管理	適 ・ 不適	
		④医療機器の安全管理	適 ・ 不適	
		⑤診療用放射線の安全管理	適 ・ 不適 ・ 非対象	
	⑥医療ガスの安全管理	適 ・ 不適 ・ 非対象		
	9	診療録等の記録・保管	適 ・ 不適	
	10	院内掲示	適 ・ 不適	
	11	業務委託	適 ・ 不適 ・ 非対象	
12	防火・防災体制	適 ・ 不適		
13	感染性廃棄物	適 ・ 不適		
14	放射線管理・装置・使用室	適 ・ 不適 ・ 非対象		
15	検体検査の精度の確保	適 ・ 不適 ・ 非対象		
16	構造設備	適 ・ 不適		
17	医師の働き方改革	適 ・ 不適 ・ 非対象		
備考(指導状況等)				

令和7年度診療所立入検査表No.2

【療養病床を有する診療所】

(調査年月日) 年 月 日		保健福祉(環境)事務所		調査員		
診療所名						
許可病床 うち療養病床	床 (床)	診療科名				
所在地		TEL				
開設者		開設年月日	・ ・	管理者		
特定介護療養型医療施設の届出		有 ・ 無	条	特定診療所の届出	有 ・ 無	
					(届出年月日) 平成 年 月 日	
職種 職員数	医師	看護師・准看護師	看護補助者	薬剤師	その他 医療従事者	事務員
常勤	名	名	名	名	名	名
非常勤	名	名	名	名	名	名

【療養病床に係る看護師等の充足状況調】

1 看護師、准看護師及び看護補助者の標準数の計算

職種区分	療養病床の種別	計算式	標準数
看護師・准看護師 及び看護補助者		人/2	【Ⅰ】 名 (小数点第1位を 切り上げ整数)

2 看護師、准看護師及び看護補助者の常勤換算の計算

職種区分	常勤換算値
看護師・准看護師	【Ⅱ】 名
看護補助者	【Ⅲ】 名
看護師・准看護師 及び看護補助者	【Ⅳ】 名

3 看護師、准看護師及び看護補助者の充足状況の判定

職種区分	標準数	常勤換算値	看護師・准看護師	判定結果
看護師・准看護師 及び看護補助者	【Ⅰ】 名	【Ⅳ】 名	【Ⅱ】(注) 名	適
				不適

注: 【Ⅱ】については、看護師及び准看護師の現員数(常勤換算値)を記入し、1名以上であること。

療養病床を有する診療所の職員名簿

診療所名									チェック項目									備考	
療養病床許可病床数				室 床		常勤の勤務時間 (※注5)				出勤簿等	免許証	健康診断	給与台帳	診療担当表	社会保険料	雇用保険料	労働者名簿		本人確認
上記病床に係る1日平均入院患者数				(※注6) 人 (※小数点第2位以下切り捨て)		h/週													
職 種	療養病床		その他	氏 名	免許証の交付者		入 職 年月日	常 勤	非 常 勤										
	専任	兼任			免許登録番号	登 録 年 月 日													

注1：勤務する全ての職員について職種ごとにまとめて記載すること。

注2：看護師、准看護師及び看護補助者については、療養病床に係る勤務形態の「専任」又は「兼任」の該当するものに○を記入すること。
なお、療養病床以外で勤務している場合は「その他」に○を記入すること。

注3：「免許証の交付者」が厚生労働大臣以外である場合は、交付者名（例：福岡県知事）を記入すること。

注4：常勤、非常勤のいずれかに○を記入すること。

注5：「常勤の勤務時間」は、診療所で定められた常勤の勤務時間であり、就業規則で確認すること。

注6：「上記病床に係る1日平均入院患者数」とは、1年間の「毎日24時現在、療養病床に入院する患者延べ数」を「診療日数」で除した数であり、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで求める。なお、「診療日数」とは通常365日であり、休止した期間がある場合は、その期間を除く。

療養病床に係る看護師、准看護師及び看護補助者の勤務時間の常勤換算算定表

診療所名								常勤の勤務時間	h/週 ①				
氏 名	療養 病床	換算	月	火	水	木	金	土	日	計	計 算	備考	
(看 ・ 准 ・ 補)	専任・兼任	週・月	日							②	③	$\left(\frac{\text{---}}{\text{---}} + \frac{\text{---}}{\text{---}} \right) \times (1/4) = \text{---}$ $\text{---} \times 2 \quad \text{---} \times 2$	
		宿								④	⑤		
(看 ・ 准 ・ 補)	専任・兼任	週・月	日							②	③	$\left(\frac{\text{---}}{\text{---}} + \frac{\text{---}}{\text{---}} \right) \times (1/4) = \text{---}$ $\text{---} \times 2 \quad \text{---} \times 2$	
		宿								④	⑤		
(看 ・ 准 ・ 補)	専任・兼任	週・月	日							②	③	$\left(\frac{\text{---}}{\text{---}} + \frac{\text{---}}{\text{---}} \right) \times (1/4) = \text{---}$ $\text{---} \times 2 \quad \text{---} \times 2$	
		宿								④	⑤		
(看 ・ 准 ・ 補)	専任・兼任	週・月	日							②	③	$\left(\frac{\text{---}}{\text{---}} + \frac{\text{---}}{\text{---}} \right) \times (1/4) = \text{---}$ $\text{---} \times 2 \quad \text{---} \times 2$	
		宿								④	⑤		
(看 ・ 准 ・ 補)	専任・兼任	週・月	日							②	③	$\left(\frac{\text{---}}{\text{---}} + \frac{\text{---}}{\text{---}} \right) \times (1/4) = \text{---}$ $\text{---} \times 2 \quad \text{---} \times 2$	
		宿								④	⑤		
(看 ・ 准 ・ 補)	専任・兼任	週・月	日							②	③	$\left(\frac{\text{---}}{\text{---}} + \frac{\text{---}}{\text{---}} \right) \times (1/4) = \text{---}$ $\text{---} \times 2 \quad \text{---} \times 2$	
		宿								④	⑤		
(看 ・ 准 ・ 補)	専任・兼任	週・月	日							②	③	$\left(\frac{\text{---}}{\text{---}} + \frac{\text{---}}{\text{---}} \right) \times (1/4) = \text{---}$ $\text{---} \times 2 \quad \text{---} \times 2$	
		宿								④	⑤		
(看 ・ 准 ・ 補)	専任・兼任	週・月	日							②	③	$\left(\frac{\text{---}}{\text{---}} + \frac{\text{---}}{\text{---}} \right) \times (1/4) = \text{---}$ $\text{---} \times 2 \quad \text{---} \times 2$	
		宿								④	⑤		
(看 ・ 准 ・ 補)	専任・兼任	週・月	日							②	③	$\left(\frac{\text{---}}{\text{---}} + \frac{\text{---}}{\text{---}} \right) \times (1/4) = \text{---}$ $\text{---} \times 2 \quad \text{---} \times 2$	
		宿								④	⑤		
(看 ・ 准 ・ 補)	専任・兼任	週・月	日							②	③	$\left(\frac{\text{---}}{\text{---}} + \frac{\text{---}}{\text{---}} \right) \times (1/4) = \text{---}$ $\text{---} \times 2 \quad \text{---} \times 2$	
		宿								④	⑤		
看護師、准看護師の合計人数		名								看護師、准看護師の 常勤換算値の合計	=	---	【Ⅱ】
看護補助者の合計人数		名								看護補助者の 常勤換算値の合計	=	---	【Ⅲ】
総 計		名								看護師、准看護師及び看護 補助者の常勤換算値の合計	=	---	【Ⅵ】

注1：本表には、様式(4)－2に記入した「専任」並びに「兼任」に該当する看護師等の療養病床における業務の従事時間を記入すること。

注2：備考欄には、変則勤務で週単位でない場合に記入すること。(例：月1回金曜勤務、隔週勤務、宿直専門等)

注3：変則勤務で週単位でない場合は、月単位で換算し、各曜日及び計の②、③欄に1か月間に勤務する時間の合計を記入した上で、計算欄において、1週間当たりの勤務時間に換算するために1/4を掛けるものとする。

注4：常勤換算処理を行う際の端数処理は個人ごとに行うのではなく、全員の数値を積み上げた後で行うものとする。なお、換算値は小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで算出すること。(例：4.45→4.4)

紹介予定派遣職員名簿(医療従事者)

保健福祉(環境)事務所名		保健福祉(環境)事務所		年 月 日現在			
施設名		職 種	医師・歯科医師・看護師・その他()		必ず確認すべき書類	備 考	
派遣労働者氏名	(※注4) 就業場所	派遣期間(※6か月以内であること)		派遣元事業者名	労働者派遣 契 約 書		派遣先への 通 知 書
		年 月 日～ 年 月 日					
		年 月 日～ 年 月 日					
		年 月 日～ 年 月 日					
		年 月 日～ 年 月 日					
		年 月 日～ 年 月 日					
		年 月 日～ 年 月 日					
		年 月 日～ 年 月 日					
		年 月 日～ 年 月 日					
		年 月 日～ 年 月 日					

注1 :この派遣職員名簿は医療従事者のみを対象とし、医療従事者の職種ごとに作成すること。

注2 :就業場所、派遣期間、派遣元は労働者派遣契約書で確認して記入すること。

注3 :病院等においては、6か月を超えて同一の紹介予定派遣者を受け入れてはならないこと。また、同一の業務に係る紹介予定派遣者の受け入れは最長3年であることに留意。

注4 :就業場所は「同一業務」が判断できるように留意し、記入すること。(例:医師の場合:内科外来診療、内科入院診療等、看護師の場合:2階病棟、内科外来診療等)

産前産後休業、育児休業又は介護休業中の医療従事者に係る派遣職員名簿

保健福祉(環境)事務所名		保健福祉(環境)事務所		年 月 日現在					
施設名			職種	医師・歯科医師・看護師・その他()		必ず確認すべき書類			備 考
産前産後等休業中 職員氏名	(※注4) 就業場所	派遣労働者氏名	派遣期間(休業予定期間)		派遣元事業者名	労働者派遣 契約書	派遣先へ の通知書	派遣先管 理台帳	
			年 月 日～ 年 月 日						
			年 月 日～ 年 月 日						
			年 月 日～ 年 月 日						
			年 月 日～ 年 月 日						
			年 月 日～ 年 月 日						
			年 月 日～ 年 月 日						
			年 月 日～ 年 月 日						
			年 月 日～ 年 月 日						
			年 月 日～ 年 月 日						
			年 月 日～ 年 月 日						

注1 :この派遣職員名簿は医療従事者のみを対象とし、医療従事者の職種ごとに作成すること。

注2 :派遣期間、派遣元は労働者派遣契約書で確認して記入すること。

注3 :派遣期間は、当該労働者の休業期間に限って認められるものであることに留意すること。

注4 :就業場所は「同一業務」が判断できるように留意し、記入すること。(例:医師の場合:内科外来診療、内科入院診療等、看護師の場合:2階病棟、内科外来診療等)

へき地にある病院等における労働派遣医師名簿

保健福祉(環境)事務所名		保健福祉(環境)事務所		年 月 日現在					
施設名		他の勤務先		必ず確認すべき書類				備考	
派遣労働者氏名	(※注4) 就業場所	派遣期間(原則1年、最長3年)		派遣元 事業者名	労働者派遣 契約書	派遣先への 通知書	派遣先 管理台帳		事前研修 修了証明書
		年 月 日～	年 月 日						
		年 月 日～	年 月 日						
		年 月 日～	年 月 日						
		年 月 日～	年 月 日						
		年 月 日～	年 月 日						
		年 月 日～	年 月 日						
		年 月 日～	年 月 日						
		年 月 日～	年 月 日						
		年 月 日～	年 月 日						
		年 月 日～	年 月 日						

注1 :他の勤務先については、当該医療機関以外に勤務する医療機関がある場合はその旨を記入すること。

注2 :就業場所、派遣期間、派遣元は労働者派遣契約書で確認して記入すること。

注3 :へき地にある病院等においては、原則1年を超えて派遣を受けてはならないが、最長3年まで受け入れることは可能である事に留意すること。

注4 :就業場所は「同一業務」が判断できるように留意し、記入すること。(例:内科外来診療、内科入院診療等)

第 年 月 日 号

殿

保健福祉（環境）事務所長

令和7年度医療法第25条第1項に基づく立入検査結果について

年 月 日、医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づき貴院に立入検査を行った結果を下記のとおり通知します。

つきましては、改善状況を徴する事項の措置状況について、令和 年 月 日までに報告してください。

（注）下記の根拠法令中の「法」とは「医療法」を、「令」とは「医療法施行令」を、規則とは「医療法施行規則」をいう。

記

1 改善報告・改善計画を徴する事項

項目番号	項目内容	根拠法令	不適事項・指導理由

2 要望事項（報告は不要です。）

項目番号	項目内容	根拠法令	要望理由等

第 年 月 日 号

保健福祉（環境）事務所長 殿

医療機関の開設者又は管理者名

令和7年度医療法第25条第1項に基づく立入検査結果の不適事項等の改善
（改善計画）状況について（報告）

年 月 日付、第 号で通知を受けました不適事項等について、下記のとおり措置しましたので報告します。

記

不適事項	改善又は改善計画の状況

【参考】

指導基準等の基本的な考え方

1 改善報告・計画を徴する事項

(1) 検査基準の項目にあるもの。

【例】

- ① 医療従事者の不足
 - ② 許可病床数を超えた患者の入院・病室以外の患者収容（ただし緊急時の対応については除く）
 - ③ 医療用具等の清潔保持・保守管理の項目に該当する事項で危険性があるもの（具体例：医療用具が廊下に放置してある）
 - ④ 調理機械等の清潔保持・保守管理の項目に該当する事項で危険性、緊急性があるもの（具体例：食器保管庫が無いために、食器がむきだしとなっている）
 - ⑤ 感染性廃棄物の分別が不十分
 - ⑥ 特定生物由来製品の使用に関する記録の未作成又は必要記載事項もれ
- (2) 検査基準に具体的な記述はないが、診療所の管理運営上重要と判断されるもの。

【例】

- ① リネン庫における汚物の混在
- ② 注射筒・注射針の管理が不十分であるため盗難の恐れがある

2 要望事項

診療所の管理運営上、改善を図ることが望ましいもの。

3 立入検査結果の判定との関連

改善報告・計画を徴する事項に該当する検査項目については、適合していないものとして否「×」と判定し、要望事項については、適合「○」として取り扱う。

4 その他

不適の場合は、改善報告・計画を徴するための文書通知を行う。

立入検査指導例【参考】

立入検査結果判定		否（×）	適（○）
項目番号	項目	改善報告・計画を徴する事項 文例:「・・・がない。」又は「・・・すること。」	要望事項 文例:「・・・してください。」
1-1	医師数	・医師・歯科医師の不足	・労働者名簿の不備 ・就業時間、出勤状況が書類上確認できない。 ・雇用関係を証する書類の不備 ・非常勤医師の免許証の確認が一部できていない。
1-2	看護師数及び准看護師数	・看護師・准看護師の不足	
1-3	看護補助者数	・看護補助者の不足	
1-4	薬剤師数	・薬剤師の不足	
2-1	医療法上の手続き	・医療法上の手続きの不備	
2-2	医療機能情報の適切な提出	・1年に1回以上、県知事が定める日までに、法的事項の報告されていない ・基本情報の変更届がなされていない ・当該病院等における閲覧体制が未整備	
3-2	病室の定員遵守	・許可病床数以上の患者収容（検査当日、年間、各病室毎） ・病室以外の患者収容 ・病床種別の違う病室への患者収容	
3-4	新生児の管理	・必要な管理体制等 ・緊急時の避難体制	
4	医薬品の取扱い	・毒薬又は劇薬を他のものと区別 ・毒薬を貯蔵配置する場所の施錠 ・毒薬・劇薬の表示	・麻薬を貯蔵配置する場所の施錠 ・麻薬使用量等の関係帳簿との不整合（麻薬及び向精神薬取締法関係） ・毒物劇物の保守管理
5-2	調理機械、器具の清潔保持及び保守管理	・調理機器等の手入れ及び食器の消毒が不適切（衛生日誌等の記録で確認）	・調理加熱の中心温度測定・記録 ・検食の保存（-20℃以下、2週間） ・検食の実施時期（患者給食前）
6	職員の健康管理	・雇用時の健康診断及び定期健康診断の未実施/未実施者/未実施項目/項目漏れ者有り ・電離放射線健康診断の未実施/未実施者/未実施項目/項目漏れ者有り ・診察医師名の未記載	・健康診断個人票の記載漏れ・不備 ・給食関係者職員の月1回の検便 未実施
7	広告事項	・広告可能事項以外の表示 ・麻酔科の広告に医師名の未記載	
8-1	医療の安全管理のための体制の確保	・指針が未整備 ・医療安全管理委員会が開催されていない ・医療安全管理のための研修会未実施 ・医療安全管理委員会の議事録及び職員研修の記録が未整備 ・発生した事故の再発防止策が周知されていない	・医療安全管理委員会への委員出席が少ない ・記録等の記載漏れ、不備
8-2	院内感染対策のための体制の確保	・指針が未整備 ・院内感染対策委員会が開催されていない ・院内感染対策のための研修会未実施 ・院内感染対策委員会の議事録及び職員研修の記録が未整備	・院内感染対策委員会への委員出席が少ない ・記録等の記載漏れ、不備 ・院内感染対策マニュアル等を定期に見直すこと

立入検査結果判定		否（×）	適（○）
項目番号	項目	改善報告・計画を徴する事項 文例:「・・・がない。」又は「・・・すること。」	要望事項 文例:「・・・してください。」
8-3	医薬品に係る安全管理のための体制の確保	・医薬品安全管理責任者の未配置 ・医薬品業務手順書が未作成 ・医薬品業務手順書に基づき、従業者が業務を行っているか定期的に確認していない	・記録等の記載漏れ、不備
8-4	医療機器に係る安全管理のための体制の確保	・医療機器安全管理責任者の未配置 ・医療機器の安全使用のための研修の未実施(新しい医療機器における定期研修) ・医療機器の保守点検計画の未策定、及び保守点検の未実施	・記録等の記載漏れ、不備 ・医療機器の添付文書等の不備
8-5	診療用放射線に係る安全管理体制の確保	・医療用放射線安全管理責任者の未配置 ・診療用放射線の安全利用のための研修の未実施 ・指針の未整備	・記録等の記載漏れ、不備
8-6	医療用ガスの安全管理のための体制の確保	・安全管理委員会若しくは実施責任者の未設置 ・保守点検業務の未実施	・記録等の記載漏れ、不備
9-1	診療録の管理、保存	・法定記載事項漏れ ・診療録の記載が不十分 (長期間記録がない、指示内容、指示医が不明確等)	医師名の記載がない。 (複数の医師が診療に当たっている場合)
10	院内掲示	・院内掲示なし又は、法定記載事項の漏れ	
11	業務委託	・委託契約書の未整理・期限切れ	
13	感染性廃棄物	・委託契約書の未整理、期限切れ ・処理実績簿の未整理 ・特別管理産業廃棄物管理責任者の未設置 ・飛散・流出するような容器の使用	
14	放射線管理・装置・使用室	・管理区域を他の用途で使用 ・管理区域の未表示 ・注意事項の未表示 ・使用中である旨の未表示 ・被ばく線量測定の未実施・未実施者有り ・放射線障害が発生する恐れがある場所の放射線量の測定が未実施 ・放射性同位元素等の管理が不適当	
15	検体検査業務	・検体検査の精度の確保に係る責任者の未配置 ・標準作業書の未整備	

病院及び有床診療所における防火・防災対策に関するチェックリスト

医療機関名		点 検 日	年 月 日
点 検 項 目		点検結果 ○・×	参 考 事 項 【根拠法令】
1 建築物の防火上の構造等			
① 増改築を行った場合には、必要な届出等がなされているか。			
② 病室等には、採光及び換気のための一定面積以上の窓が設けられているか。			建築基準法第28条 ・ 病室は床面積の7分の1
③ 常に閉まっている状態の防火戸は、急激に閉まらない・閉まるまでに時間がかかりすぎないなど適切に作動しているか。			建築基準法施行令第112条第14項
④ 煙や熱を感知して作動する（随時閉鎖）防火戸や防火シャッターは、3年以内に専門業者によって点検しているか。			
⑤ 随時閉鎖式の防火戸及び防火シャッターが避難経路上にある際、通り抜けができるくぐり戸が設置されているか。			
⑥ 防火戸の開く方向は、避難する方向に開くことができるか。			
⑦ 防火戸・シャッターの閉鎖に障害となる物品を置いたり、ストッパー等で扉を固定して閉まらない状態にしていないか。			消防法第8条の2の4
⑧ 避難階段から屋外への出口等避難用の出口に設ける戸の施錠装置は、屋内から鍵を用いず開場できる構造となっているか。			建築基準法施行令第125条の2
⑨ 敷地内には、避難上及び消火活動上必要な幅員1.5m以上の通路が道路まで確保されているか。			建築基準法施行令第127条～第128条の2
⑩ 避難経路上に避難障害となる物品が置かれていないか。			消防法第8条の2の4
⑪ いずれの場所からも2方向に避難経路が設けられているか。			
⑫ 車椅子等による避難を円滑に行うため床の段差・傾斜、溝、手すり等が適切に設置されているか。			
2 防火設備の整備と点検			
① 消防設備等の定期点検を実施し、不備事項があれば早急に改修しているか。			消防法第17条の3の3
② 消防設備等の定期点検結果は消防（署）長へ報告しているか。			消防法第17条の3の3
③ 廊下や階段等に非常用の照明装置が設けられているか。			建築基準法施行令第126条の4
④ カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等は防災性能を有するものとしているか。			消防法第8条の3
⑤ 消火、避難・誘導、搬送のための携帯用マイク、懐中電灯、防煙マスク、担架、車椅子等が備えられているか。			
⑥ 消火器等の消火用の機械又は器具が備えられているか。			医療法施行規則第16条第1項第16号

個人情報の適切な取扱いに関するチェックリスト

医療機関名		点 検 日	年 月 日
項目 番号	調 査 項 目	点検結果 ○・×	参 考(※) 【根拠法令】
1	利用目的の特定及び公表 1. 個人情報を取り扱うに当たって利用目的を特定し、院内掲示等により公表している。 2. 利用目的に関する同意について、院内掲示又は説明を行っている。		法第17条 法第17条
2	安全管理措置、従業員の監督 1. 取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止のため、個人データの種別に応じて、適切な安全管理措置を講じている。 2. 従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行っている。 3. 個人データの開示手順を定めた規定その他個人情報保護に関する規定を整備し、院内掲示等により、患者等に周知している。 4. 個人情報の保護に関し十分な知識を有する管理・監督者（責任者）を定め、委員会等を開催している。 5. 個人データ漏えい等の問題が発生した場合における責任者への報告連絡体制を整備している。 6. 従業者に対し、個人情報の取扱いに係る教育研修を実施している。 7. 個人データの盗難・紛失等を防止するため、入退室管理や機器の固定など物理的安全管理措置を行っている。 8. 個人データの盗難・紛失等を防止するため、IDやパスワードによるアクセス管理やアクセス記録の保存など個人データを取り扱う情報システムについて技術的安全管理措置を行っている。 9. 個人データを廃棄する際は、焼却や溶解など、個人データを復元不可能な形にして廃棄している。		法第23条 法第24条
3	委託先の監督 1. 検査や診療報酬の請求に係る事務等個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、受託者に対する必要かつ適切な監督を行っている。		法第25条
4	個人データの取扱い 1. 個人データを第三者に提供する場合、あらかじめ本人の同意を得ている。（感染症患者の届出など第三者提供の例外に該当する場合には、本人の同意を得る必要はない。） 2. 保有個人データに関する事項の公表等を行っている。 3. 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示の請求を受けたときは、本人に対し、当該本人が請求した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示している。		法第27条 法第32条 法第33条
5	個人情報に関する相談・苦情対応 1. 個人情報の取扱いに関する苦情対応を行う窓口機能を整備している。		

※参考欄の「法」は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）

【参考資料】

- (1) 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省作成：令和7年4月一部改正）
- (2) 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ & A（事例集）（平成29年5月30日作成：令和7年4月一部改正）

オンライン診療の適切な実施に関するチェックリスト

オンライン診療（※）を実施する際には、厚生労働省作成「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月（令和4年1月一部改訂））を参考に適切に実施してください。

※ オンライン診療とは、遠隔医療（情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為）のうち、医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為をいう。

医療機関名		点 検 日	年 月 日
項目 番号	確 認 項 目	点検結果 ○・×	
1	医師－患者関係/患者合意 1. 患者がオンライン診療を希望する旨を患者からの連絡等により確認している。		
2	適用対象 1. 直接対面診療に代替し得る程度の患者の心身の情報を得るようにしている。 2. オンライン診療が適さない場合には対面診療を実施している。 （一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえて医師が判断） 3. 「かかりつけの医師」でない場合には、診療前相談（※）を実施している。 （初診については「かかりつけの医師」が行うことが原則である。） ※ 医師－患者間で映像を用いたリアルタイムのやりとりを行い、医師が患者の症状及び医学的情報を確認する行為。		
3	診療計画 1. オンライン診療を行う前に定めた診療計画は、2年間保存している。 2. 初診からのオンライン診療を行った場合は、その後の方針を患者に説明している。		
4	本人確認 1. 医師と患者双方が身分確認書類を用いてお互いに本人であることの確認を行っている。		
5	薬剤処方・管理 1. 初診の場合には、以下の処方を行っていない。 ・麻薬及び向精神薬の処方 ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤）の処方 ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日以上以上の処方		
6	診察方法 1. オンライン診療において患者の状態が把握できない場合には、直接の対面診療を行っている。 2. 同時に複数の患者のオンライン診療は行っていない。		
7	医師の所在 1. 患者の急病急変時に適切に対応するため、患者が速やかにアクセスできる医療機関を提示するなどの体制を整えている。 2. 第三者に患者の心身の状態に関する情報が伝わることのないよう、医師は物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療を行っている。		
8	患者の所在 1. プライバシーが保たれるよう、患者が物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療を行っている。		
9	医師が行うべき対策 1. 患者に対してセキュリティリスクを説明し、同意を得ている。 2. OSやソフトウェア等を適宜アップデートするとともに、必要に応じてセキュリティソフトをインストールすること。 3. 医師が汎用サービスを用いる場合、医師側から患者側につなげることを徹底している。（第三者がオンライン診療に参加することを防ぐため。） 4. 医師は、オンライン診療システムにおいては、チャット機能やダウンロード機能を用いるリスクを踏まえて、原則使用しないこととしている。（使用するシステム上、リスクが無害化されている場合を除く。）		
10	医師教育 1. オンライン診療を実施する医師は、厚生労働省が指定する研修を受講している。		

令和6年度版

医療機関確認用

医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト

	チェック項目	確認結果（日付）	備考
医療情報システムの有無	医療情報システムを導入、運用している。 （「いいえ」の場合、以下すべての項目は確認不要）	はい・いいえ	
		(/)	

*以下項目は令和6年度中にすべての項目で「はい」にマルが付くよう取り組んでください。

*1回目の確認で「いいえ」の場合、令和6年度中の対応目標日を記入してください。立入検査時、本チェックリストを確認します。

	チェック項目	確認結果			備考	R5年度 項目
		(日付)				
		1回目	目標日	2回目		
1 体制構築	医療情報システム安全管理責任者を設置している。(1-(1))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
2 医療情報システムの管理・ 運用	医療情報システム全般について、以下を実施している。					
	サーバ、端末PC、ネットワーク機器の台帳管理を行っている。(2-(1))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	リモートメンテナンス（保守）を利用している機器の有無を事業者等に確認した。(2-(2)) ※事業者と契約していない場合には、記入不要	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	事業者から製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書（MDS/SDS）を提出してもらう。(2-(3)) ※事業者と契約していない場合には、記入不要	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	サーバについて、以下を実施している。					
	利用者の職種・担当業務別の情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。(2-(4))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。(2-(5))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	アクセスログを管理している。(2-(6))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。(2-(7))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。(2-(9))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	端末PCについて、以下を実施している。					
	利用者の職種・担当業務別の情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。(2-(4))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。(2-(5))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。(2-(7))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。(2-(9))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	ネットワーク機器について、以下を実施している。					
	セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。(2-(7))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
接続元制限を実施している。(2-(8))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※	
3 インシデント発生に備えた 対応	インシデント発生時における組織内と外部関係機関（事業者、厚生労働省、警察等）への連絡体制図がある。(3-(1))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	インシデント発生時に診療を継続するために必要な情報を検討し、データやシステムのバックアップの実施と復旧手順を確認している。(3-(2))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）を策定している。(3-(3))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		

- 各項目の考え方や確認方法等については、「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～」をご覧ください。
- 各チェック項目に記載された番号はチェックリストマニュアルのアウトラインに対応しています。
- R5年度項目欄（※）：「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト（令和5年6月版）」において令和5年度中に対応することを目標として掲げた項目

令和6年度

医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト

事業者確認用

*以下項目は令和6年度中にすべての項目で「はい」にマルが付くよう取り組んでください。

*1回目の確認で「いいえ」の場合、令和6年度中の対応目標日を記入してください。立入検査時、本チェックリストを確認します。

	チェック項目	確認結果 (日付)			備考	R5年度 項目
		1回目	目標日	2回目		
1 体制構築	事業者内に、医療情報システム等の提供に係る管理責任者を設置している。(1-(1))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
2 医療情報システム の管理・ 運用	医療情報システム全般について、以下を実施している。					
	リモートメンテナンス（保守）している機器の有無を確認した。(2-(2))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	医療機関に製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書（MDS/SDS）を提出した。(2-(3))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	サーバについて、以下を実施している。					
	利用者の職種・担当業務別の情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。(2-(4))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。(2-(5))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	アクセスログを管理している。(2-(6))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。(2-(7))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。(2-(9))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	端末PCについて、以下を実施している。					
	利用者の職種・担当業務別の情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。(2-(4))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。(2-(5))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。(2-(7))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。(2-(9))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		
	ネットワーク機器について、以下を実施している。					
	セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。(2-(7))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※
	接続元制限を実施している。(2-(8))	はい・いいえ (/)	(/)	はい・いいえ (/)		※

事業者名： _____

- 各項目の考え方や確認方法等については、「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～」をご覧ください。
- 各チェック項目に記載された番号はチェックリストマニュアルのアウトラインに対応しています。
- R5年度項目欄（※）：「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト（令和5年6月版）」において令和5年度中に対応することを目標として掲げた項目

医師の働き方改革に関するチェックリスト（診療所）

医療機関名		点 検 日	年 月 日
項目 番号	調 査 項 目	点 検 結 果 ○・×・－	参 考 (※) 【根拠法令】
1	面接指導対象医師の抽出 1. 医師にかかる月別の時間外・休日労働時間数がわかる記録を作成している。 ----- 2. その記録については3年間保存している。		法第107条 医療法施行規則第61条
2	面接指導の実施 1. 時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる場合、又は100時間以上となった後遅滞なく面接指導実施医師による面接指導を実施している。 ----- 2. 「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」に以下の事項が記載されている。 ☐ 面接指導の実施年月日 ☐ 面接指導対象医師の氏名 ☐ 面接指導を行った面接指導実施医師の氏名 ☐ 面接指導対象医師の勤務の状況 ☐ 面接指導対象医師の睡眠の状況 ☐ 面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況 ☐ その他面接指導対象医師の心身の状況 ----- 3. 面接指導実施医師は、病院の管理者ではない。 ----- 4. 面接指導実施医師は、医師の健康管理を行うのに必要な知識を習得させるための講習を修了している。		法第108条 第1項 医療法施行規則第63条 ----- 医療法施行規則第65条
3	就業上の措置 1. 面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じている。 ----- 2. 面接指導対象医師のうち、「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」において「就業上の措置が必要」と判断された医師に対し、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を遅滞なく講じている。 ----- 3. 月別の時間外・休日労働時間が155時間超となった医師に対して労働時間の短縮のために必要な措置を遅滞なく講じている。		法第108条 第5項 医療法施行規則第69条 ----- 法第108条 第6項 医療法施行規則第70条
4	記録 1. 面接指導実施医師の意見を踏まえた措置の要否や措置の内容の記録を作成し、5年間保存している。		法第108条 第7項 医療法施行規則第71条

【参考資料】

医療法第25条第1項に基づく立入検査の実施上の留意事項について（面接指導の実施、勤務間インターバル及び代償休息の確保）（令和6年3月15日厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室 事務連絡）